

○自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和2年8月5日自審第738号）

令和8年6月4日改正

国自審第585号

（傍線の部分は改正部分）

改正後			現行		
附則2 申請書等提出要領 第1～第3 (略) 第4 申請等の際の説明 (略) 別表第1 (略) 別表第2（許可申請に係る申請書等の添付書面／審査・リコール課用） （第2関係）			附則2 申請書等提出要領 第1～第3 (略) 第4 申請等の際の説明 (略) 別表第1 (略) 別表第2（許可申請に係る申請書等の添付書面／審査・リコール課用） （第2関係）		
	添付書面の名称	提出時の注意事項等		添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
3	(略)	(略)	3	(略)	(略)
4	(略)	省令第3条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合にあつては、当該自動車が、当該改造に係る部分の全部につき、次のいずれかに該当することを証する書面とする。 ① 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。 ② 申請に係る改造のためのプログラム等	4	(略)	省令第3条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合にあつては、当該自動車が、当該改造に係る部分の全部につき、次のいずれかに該当することを証する書面とする。 ① 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。 ② 申請に係る改造のためのプログラム等

		<p>が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。</p> <p>③ 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。</p> <p>④ その他「自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）」（令和2年8月5日付<u>国自審第737号。</u><u>以下「特定改造等大臣定め通達」という。</u>）の1. に規定する場合に該当すること。</p> <p><u>なお、特定改造等大臣定め通達の1. (7)に規定するプログラム等の識別番号ごとに行う申請の場合は別記様式4の改造される自動車の範囲に当該申請に係るプログラム等の識別番号を記載することにより、③の書面の添付に代えることができる。</u></p>			<p>が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。</p> <p>③ 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。</p> <p>④ その他「自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）」（令和2年8月5日付<u>国自審第737号</u>）の1. に規定する場合に該当すること。</p>
5	(略)	(略)	5	(略)	(略)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
別表第3 (略)			別表第3 (略)		
別表第4 (許可申請に係る申請書等の添付書面/自動車審査部用) (第2			別表第4 (許可申請に係る申請書等の添付書面/自動車審査部用) (第2		

関係)			関係)		
	添付書面の名称	提出時の注意事項等		添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
3	(略)	<p>省令第3条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合にあっては、当該自動車が、当該改造に係る部分の全部につき、次のいずれかに該当することを証する書面とする。</p> <p>① 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。</p> <p>② 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。</p> <p>③ 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。</p> <p>④ その他<u>特定改造等大臣定め通達</u>の1. に規定する場合に該当すること。</p> <p><u>なお、特定改造等大臣定め通達の1.(7)に規定するプログラム等の識別番号ごとに行う申請の場合は別記様式4の改造さ</u></p>	3	(略)	<p>省令第3条第1項ただし書の規定による許可を申請する場合にあっては、当該自動車が、当該改造に係る部分の全部につき、次のいずれかに該当することを証する書面とする。</p> <p>① 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。</p> <p>② 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。</p> <p>③ 申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。</p> <p>④ その他「<u>自動車の特定改造等の許可に関する省令及び自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定めるもの等について（依命通達）</u>」の</p>

	<p><u>れる自動車の範囲に当該申請に係るプログラム等の識別番号を記載することにより、③の書面の添付に代えることができる。</u></p>		<p>1. に規定する場合に該当すること。</p>
<p>別記様式 (略) 別記様式 1 (略) 別記様式 2 (略) 別記様式 3 (略) 別記様式 4 (改造される自動車の範囲)</p>	<p>別記様式 (略) 別記様式 1 (略) 別記様式 2 (略) 別記様式 3 (略) 別記様式 4 (改造される自動車の範囲)</p>		

改造される自動車の範囲

年 月 日

車名	型式 ※2	通称 名	改造される自動車の範囲※ 1※2	備考

【注意事項】

※1 上記の自動車の範囲のうち、改造により保安基準に不適合となる自動車を除く。

※2 改造される自動車の型式、特定共通構造部、特定装置、車台番号の範囲等、対象となる個々の自動車を特定できるように記載すること。なお、多仕様自動車又は新型届出による取扱いを受けた自動車を含む場合は、当該取扱いと改造される自動車との対応関係が分かるように記載すること。

※3 プログラム等の識別番号ごとに行う申請の場合は、備考欄に対応する本申請に係るプログラム等の識別番号を記載すること。

附則（令和8年6月4日国自審第585号）

（施行期日）

1 本改正規定は、令和8年6月4日から施行する。

改造される自動車の範囲

年 月 日

車名	型式 ※2	通称 名	改造される自動車の範囲※ 1※2	備考

【注意事項】

※1 上記の自動車の範囲のうち、改造により保安基準に不適合となる自動車を除く。

※2 改造される自動車の型式、特定共通構造部、特定装置、車台番号の範囲等、対象となる個々の自動車を特定できるように記載すること。なお、多仕様自動車又は新型届出による取扱いを受けた自動車を含む場合は、当該取扱いと改造される自動車との対応関係が分かるように記載すること。

（新設）